

4 認知症の人にやさしい環境づくり

認知症施策の推進にあたっては、人格を持つ主体として認知症の人を尊重し、本人やその家族の意見を踏まえることが重要です。

国の認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることのできる社会の実現を目指していきます。

(1) 本人及びその家族への支援

現状と課題

平成 27 年 1 月に策定された「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」では、わが国の認知症の人の数は、平成 24 年で 65 歳以上の高齢者の約 7 人に 1 人と推計されており、高齢化の進展に伴い、令和 7 年頃には約 5 人に 1 人に上昇すると見込まれています。

また、警察庁調査によると、認知症に係る行方不明者の届出受理数は、平成 30 年は 16,927 人となり、統計をとり始めた平成 12 年の 9,607 人の約 1.8 倍となっています。（図表Ⅲ－22）

本県では、令和 7 年における認知症高齢者が約 83,000 人と見込まれており、認知症となった場合においても、認知症とともによりよく生きていくことができるよう、環境整備に取り組んできました。

令和元年 6 月に策定された「認知症施策推進大綱」では、認知症の発生や進行を遅らせる予防の取組と、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる共生の取組を車の両輪として、認知症の人や家族の視点を重視した施策を推進していくこととされたところです。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、外出機会や人との交流が減る等の状況の中で、認知機能などへの影響が懸念されるところであり、認知症の人も含め、高齢者については、感染予防を行いつつ、心身機能の低下を予防し、健康の維持を図っていく必要があります。

【関連データ】

図表Ⅲ－22 認知症の行方不明者数の推移（全国）



資料：警察庁「行方不明の状況」（令和元年）

(i) 早期発見・早期対応のため体制整備

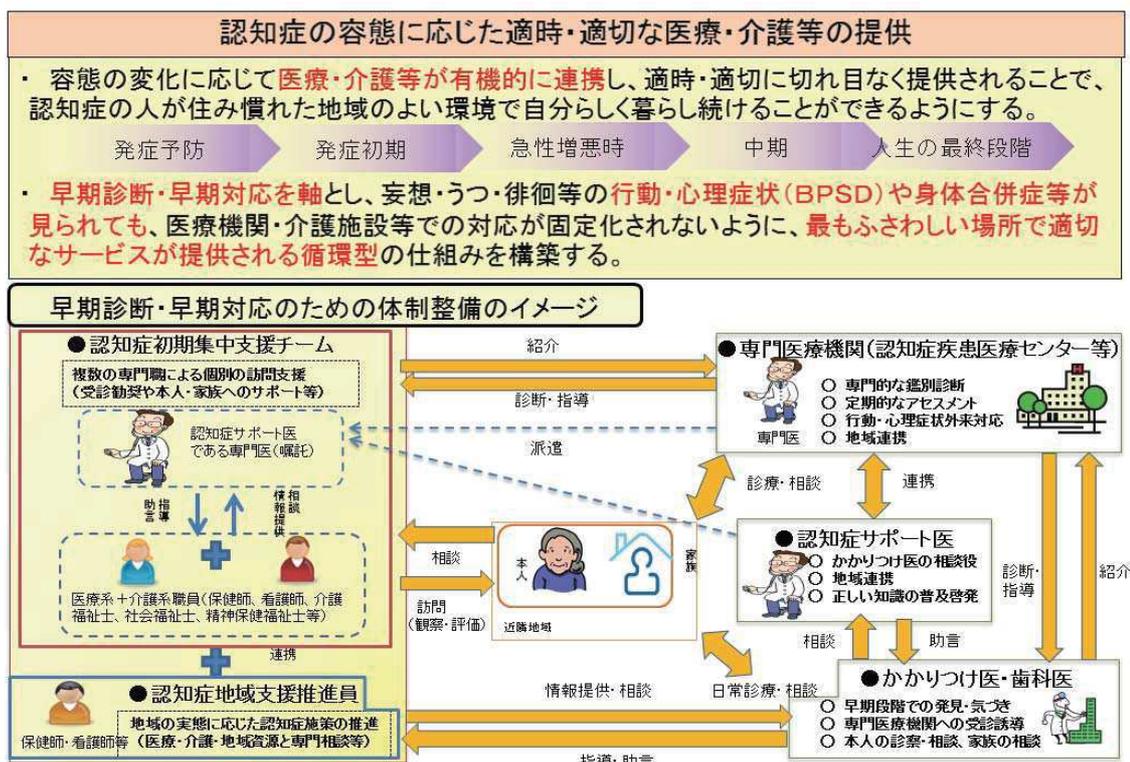
認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の早期発見・早期対応のための体制や、本人を主体とし、容態の変化に対応した医療・介護等の提供体制を構築する必要があります。(図表Ⅲ-23)

このため、県では、地域での認知症医療提供体制の拠点となる認知症疾患医療センターを圏域ごとに設置し、認知症疾患に関する鑑別診断等の実施や医療と介護の連携強化、相談体制の充実を図っています。(図表Ⅲ-24)

市町村では、認知症の初期の段階で医療と介護との連携の下に認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行う「認知症初期集中支援チーム」や、地域の実情に応じた医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う「認知症地域支援推進員」の設置がされていますが、取組が進んでいない市町村もあり、取組を促進していく必要があります。

【関連データ】

図表Ⅲ-23 認知症の容態に応じた医療・介護の提供



資料：厚生労働省

図表Ⅲ－24 認知症疾患医療センターの設置状況（令和2年8月末現在）

圏域	医療機関名	設置主体	所在地	指定開始年月日
青森	県立つくしが丘病院	県	青森市	平成21年4月1日
津軽	弘前愛成会病院	一般財団法人	弘前市	平成23年11月1日
八戸	青南病院	医療法人	八戸市	平成23年11月1日
上十三	高松病院	医療法人	十和田市	平成24年11月1日
西北五	つがる総合病院	つがる西北五広域連合	五所川原市	平成26年10月1日
下北	むつ総合病院	一部事務組合下北医療センター	むつ市	平成29年7月1日

資料：高齢福祉保険課

（ii）認知症の人とその家族を支える地域づくり

認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人にあった形での社会参加が可能となる地域共生社会に向けた取組を進めることが重要です。

また、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりや認知症の人を介護する家族の精神的・身体的負担を軽減するため、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェを普及していくことも重要です。

特に診断直後等は認知症の受容ができず今後の見通しにも不安が大きいと考えられることから、先に診断を受けその不安を乗り越え前向きに明るく生きてきて思いを共有できるピアサポーターによる心理面、生活面に関する早期からの支援が効果的です。

本県では、認知症サポーターの量的拡大は図られていますが、今後は認知症サポーターによる認知症の人の見守り活動や認知症の人やその家族の支援ニーズにあった具体的な支援につなげる仕組み（チームオレンジ）を地域ごとに構築することが求められています。（図表Ⅲ－25）

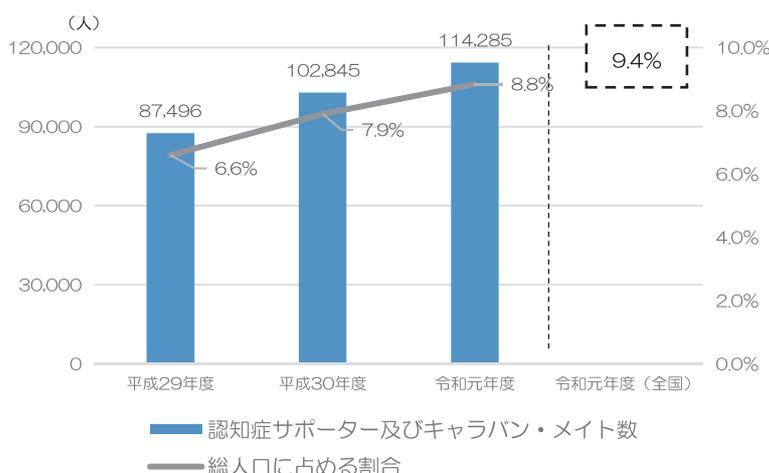
特に若年性認知症は、本人とその家族の生活への影響が大きく、社会の理解や支援が求められています。県では、平成28年10月に「青森県若年性認知症総合支援センター」を設置し、若年性認知症支援コーディネーターを中心として、若年性認知症の人とその家族への相談支援や、若年性認知症の人を支援するための関係機関のネットワークづくりを行っています。

また、認知症になることで、生活の様々な場面で外出や交流の機会を減らしている実態があるため、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らしていくための障壁を減らしていく認知症バリアフリーの取組を推進していくことが求められています。

併せて、認知症が原因で行方不明となる方の増加が社会問題となっていることから、行方不明の未然防止や早期発見に向け、地域の支援体制の構築を図っていく必要があります。

【関連データ】

図表Ⅲ-25 県内の認知症サポーター及びキャラバン・メイト数



資料：全国キャラバン・メイト連絡協議会

施策の方向性

(i) 早期発見・早期対応のための体制整備

- 認知症の早期発見・早期対応、医療体制の整備に取り組みます。
- 介護従事者及び医療従事者の認知症対応力向上を図ります。

(ii) 認知症の人とその家族を支える地域づくり

- 認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりに取り組みます。
- 認知症の人の介護者の負担軽減を図ります。
- 若年性認知症の人への支援を推進します。
- 民間企業等が行政と連携して行う地域における見守り等の支え合い活動が県内全域で行われるよう働きかけていきます。

具体的施策

(i) 早期発見・早期対応のための体制整備

- 医療・介護関係者等の中で情報共有を図るための認知症情報連携ツールについて、関係機関との連携のもと、すべての市町村での活用を推進します。
- 認知症患者の容態の変化に応じて、かかりつけ医、専門医、介護施設等のうち最も適切な機関で適切なサービスが提供される循環型で切れ目のない医療・介護連携体制の整備を推進します。
- 認知症疾患医療センターにおいて、引き続き医療・介護・行政等の関係機関と連携を図りながら認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、精神保健福祉士等の配置による介護との連携や、認知症を専門としない一般開業医等も含め、地域の保健・医療・介護関係者への研修等を行います。

- 認知症ケアに携わる介護人材の育成及び認知症の早期発見・早期対応、医療の提供等のための地域のネットワークの中で重要な役割を担う、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師、病院等勤務の医療従事者向けの認知症対応力向上を目的とした研修を行います。
- 市町村における認知症ケアパスの活用、市町村に配置された認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームが地域の実情に応じて効果的に活動できるよう支援します。

(ii) 認知症の人とその家族を支える地域づくり

- 認知症の人とその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェを、すべての市町村が設置するよう支援します。
- チームオレンジを地域ごとに構築するため、市町村に配置するコーディネーターの養成やチームオレンジのメンバー等に対する研修を行うなど、市町村への支援を行います。
- 若年性認知症の相談窓口である青森県若年性認知症総合支援センターの市町村における住民への周知など、相談体制の整備に取り組みます。また、若年性認知症の人の就労継続に向けて、産業医や事業主に対し、若年性認知症の人の治療と仕事の両立支援について普及啓発等を行います。
- 認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明者になった際に、早期発見・保護ができるよう、広域の見守りネットワークにおける連携体制の構築を推進します。
- 県・市町村・民間事業者が地域における見守り等に関する協定の締結や町会等の小さなコミュニティでの活動などの好事例を紹介することにより、見守り活動等の地域支え合い体制づくりを進めていきます。

達成目標

指標名	現状	目標 (令和5年度末)
認知症情報連携ツールを活用している市町村数	11 市町村 (令和2年8月)	40 市町村
認知症サポート医数	101 人 (令和2年3月)	135 人
認知症カフェが設置されている市町村数	33 市町村 (令和2年3月)	40 市町村
チームオレンジを設置している市町村数	1 市 (令和2年8月)	40 市町村
見守りネットワーク等を構築している市町村数	30 市町村 (令和2年8月)	40 市町村

コラム

- ◆ 青森県実施「認知症医療・介護連携体制構築推進事業」(令和元年度～令和2年度)

認知症情報連携ツール活用促進事業

◇ 認知症情報連携ツールとは

認知症の人やその家族を含め、ご本人を支える医療・介護等関係者の間で、認知症の人の治療や支援等に役立つさまざまな情報を共有するためのツール

本人・家族が、ツール(手帳)を医療・介護関係者に提示し、関係者が最新情報の閲覧・書き込みを行うことで、互いに情報を共有して連携を深め、本人に合った治療や生活の継続支援を行う。

＜ツールを活用した連携のイメージ＞

◇ 青森県版認知症情報連携ツール「あおり医療・介護手帳」について

- ・青森県ではA5判のリングファイルを用い、手帳の形で作成しています。
- ・クリアファイル付きでおくすり手帳などと一緒に持ち歩くことができます。

手帳の内容は、介護保険情報やご本人の状況、医療のこと、薬のことなど12項目に分かれています。

資料：県高齢福祉保険課

(2) 正しい知識の普及啓発

現状と課題

認知症の人や家族が地域で自分らしく暮らし続けるためには、地域全体で認知症への理解を深め、認知症の有無にかかわらず、同じ社会の一員として一体となって環境整備に取り組む必要があります。

そのため、地域や職域が主体となり、認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り応援する「認知症サポーター」の養成を進めるとともに、学校教育等における認知症の人などを含む高齢者への理解の促進、地域の高齢者等の保健・医療・介護等に関する総合窓口である地域包括支援センター及び認知症医療提供体制の拠点となる認知症疾患医療センターの周知を図っていく必要があります。

一方で、地域で生き生きと活動している認知症の人の姿は、多くの認知症の人に希望を与え、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭するきっかけになると考えられることから、認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組むことも重要です。

また、認知症予防に関するエビデンスは未だ不十分であるものの、運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されており、国では予防法の確立に向けたデータの蓄積のため、国内外の認知症予防に関する論文等を収集し、認知症予防に関するエビデンスを整理し

た活動の手引きを作成することとしています。

施策の方向性

- 認知症に関する理解促進を図ります。
- 認知症に関する相談体制を地域ごとに整備し、認知症に関する基礎的な情報とともに具体的な相談や受診先の利用方法等が明確に伝わるようにします。
- 認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組みます。
- 国で作成予定の認知症予防に関するエビデンスを整理した活動の手引きの内容を踏まえた認知症施策を展開します。

具体的施策

- 市町村において認知症サポーターの養成や活動が推進されるよう、講師役となる認知症キャラバン・メイトを継続して養成するとともに、フォローアップを実施し、認知症サポーターの地域の見守り支援等への活動参加が促進されるよう支援します。
- 世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）及び世界アルツハイマー月間などの機会を捉え、認知症に関するイベント等の普及啓発に取り組みます。
- 地域の認知症高齢者等の保健・医療・介護等に関する総合窓口である地域包括支援センター及び認知症医療提供体制の拠点となる認知症疾患医療センターなど認知症に関する相談窓口の周知を行います。
- 認知症ピアサポーターの養成及び活動の場づくりを推進することで、認知症の人本人が地域を支える一員として活躍し、社会参加することを支援します。
- 認知症の人本人からの発信する地域版希望大使を育成します。

達成目標

指標名	現状	目標
認知症サポーター及びキャラバン・メイト数	114,285人 (令和元年度)	122,000人 (令和5年度末)
認知症ピアサポーターの活動の場の数	0か所 (令和2年8月末)	3か所 (令和5年度末)
地域版希望大使の任命者数	0名 (令和2年8月末)	1名 (令和5年度末)